

『戦後憲法学』の群像』と現代憲法学の課題 —マルクス主義法学の再考／再興に向けて—

岩 垣 真 人

要旨

この稿は、2021年に出版された『戦後憲法学』の群像』という書籍を批判的に検討し、その事を通じ、まず現代の憲法学の課題として、マルクス主義憲法学を再評価せねばならないことを論じる。その上で、そのマルクス主義法学再検討の前提として、それに先立ち、夭折した影山日出彌の理論を総括し、その現代的意義を確認がされなければならないことを示す。『戦後憲法学』の群像』には、すでに齋藤暁や、坂井大輔による優れた書評が存在するが、両者ともに、同書においてマルクス主義法学の検討が不十分なし、一層の検討が可能である旨を指摘しており、この稿は、それらのコメントに応答し、深化を試みるものでもある。また、近年、日本においても、マルクス研究が、特に「新しいマルクスの読み方」といった流れをうけて、急速に発展を遂げており、そのような条件からも、現在こそまさにマルクス主義法学の再検討に好適な時期であることを示したい。

キーワード：憲法学、戦後史、マルクス主義法学、影山日出彌、新しいマルクスの読み方

1. はじめに

この稿は、鈴木敦＝出口雄一『戦後憲法学』の群像』（弘文堂、2021年、以下「群像」と記す¹）をひとつの手がかりとし、そこに描かれた論考について批判的検討を行うとともに、そこから現代憲法学の課題として、マルクス主義憲法学を再度検討し深化させることの、とりわけ、「マルクス主義憲法学者として唯一の地位をしめ²」ていた、夭折の鬼才、影山日出彌の理論を総括し、その現代的意義を確認することの必要性、まことに大であるとしそうと試みるものである。「群像」が世に問われてから、一定程度時間が経過し、またその間に憲法学の中からも、とりわけ現在注目される憲法解釈論に対して、「群像」に限定されることなく、学説史的アプローチが有する貢献を分析した、齋藤暁による優れた書評³が既に物されている。にも関わらず、屋上屋を架すがごとき行為にあえて踏み切るのは、まず、先日、日本法制史を専門とする坂井大輔によって、同書に対しての簡潔ながら優れた書評⁴が記されたためである。かかる坂井の論に対し、改めて憲法学／公法学の側から応答する必要があるだろう。そしてまた、そこでは、齋藤の論攻においても、そして坂井のそれにおいても、共通して「群像」においてマルクス主義法学の検討が不十分であることが指摘されていたことが見逃せない。果たして、われわれは、マルクス主義法学、特に憲法

学におけるマルクス主義法学をどのように総括すれば良いか、そして現在、マルクス主義法学が有する意義にはどのようなものがありうるのか、不十分なものには過ぎないが、それらについても重点的に取り上げ、ここに検討する必要がある。

まず、この論考においては、「群像」で描かれた「戦後憲法学」について、その内容を紹介した後に、それを『「戦後憲法学」がおかれる環境」と『「戦後憲法学」の担い手」に分け、批判的検討を行い、われわれは憲法学におけるマルクス主義法学／マルクス主義憲法学の「欠缺」を、この時代に、つまり新自由主義者が「成長と繁栄の新しい黄金時代に結びつく」変化が到来していると言うものの、しかし「社会的不平等が拡大し、政治的・社会的紛争が強まり、難民や移民が世界中で増大している」時代⁵において、どのように考えるべきなのか、章を改めて論じたい。

2. 「群像」の内容

「群像」は高橋和之が批判的に言及する⁶「抵抗の憲法学」としての「戦後憲法学」について、『「戦後憲法学」のかなりの部分は『抵抗の憲法学』と重なり合うものの、そこには『抵抗』に含まれない憲法学者も存在し、かつ、その内実も決して一樣なものではない⁷』との視点から、まさにその多様な群像を描き出そうとするものである。そしてその多様性は、一方で「表街道」として華々しい論戦が繰り広げられたいわゆる憲法九条論があれば、他方で「裏街道」に位置づけられた、より精確な言葉を用いれば、まさに文字通り抛擲された、「沖繩、マイノリティ、アジア」という「死角」があり、「戦後憲法学」がおかれる「場の多様性」もまた、同書では描かれている。同書はその内容を『「戦後憲法学」の形成』についての第Ⅰ部と、『「戦後憲法学」の担い手』を描く第Ⅱ部、そして『「戦後憲法学」の舞台』を検討する第Ⅲ部と3つに分け、論じるが、以下、その各部各章の内容を、順を追って簡単に紹介する。

(1) 第Ⅰ部

第Ⅰ部は3章から成り、「戦後憲法学」の形成史を取り扱う。『「戦後憲法学」の誕生』と題する第一章ではまず、オールド・リベラリストらを中心として、憲法解釈学をその主たる任務と捉える「伝統的憲法学」に対して、いわば世代間闘争として「戦後法学」が挑むという図式によって「戦後憲法学」の誕生史が描かれる。そして、そのような世代間対立にもかかわらず、いわゆる「逆コース」の流れによって『「伝統的憲法学」の系譜に属する憲法学と『戦後法学』の中の憲法学は、それぞれの批判点を慎重に定めつつも『護憲』という共通目標の下で共闘し、『抵抗の憲法学』が形成されることになる⁸』とする。しかし、「抵抗の憲法学」とはまさにそのようにして形成されたものであるからこそ「改憲の発議という『危機』を乗り越えた後の『抵抗の憲法学』は、日本国憲法の理念の重要性を共有してその価値を擁護しつつも、実際には様々な政治的志向をもつ多様な人々の集合体であり、決して一枚岩ではなかった⁹」のであり、その内部における多様性／雑多性に注意を促す。なお、本稿の主たる関心との関係では、長谷川正安が公法学会で報告¹⁰に際して強調した憲法学固有の方法論如何という論点が「戦後第二世代以降の憲法学者によって『社会科学としての憲法学』という問題意識として展開していったこと、そしてとりわけここでは「その当初における『社会科学』の含意が、基本的にはマルクス主義とほぼ等価なものとして取り扱われてい

た」こと¹¹などが、重要な指摘として挙げるべきであろう。

第二章は戦後初期の改憲論の高まりとその「挫折」を描き、そのことにより「日本国憲法の『定着』」が示される。戦後、9条の改正を巡る問題は「当初極秘にされていた憲法制定過程が徐々に明らかになり、独立を回復するとともに、『押しつけ憲法』論を根拠とする自主憲法制定論へと発展¹²」していく。1955年の保守合同により自由民主党が誕生すると、1956年には憲法調査会法が公布・施行され、憲法調査会が設置されることとなった。しかし、憲法調査会での議論は「『日本弱体化』説と『天皇脅迫』説という二つの『押しつけ憲法』論を否定」するものとなり、「急進的な改憲派から、今は改正の時期ではないという改憲反対派に転じた委員も少なくな¹³」かった。大内兵衛や我妻栄ら、改憲に反対する学者は同時期に憲法問題研究会を立ち上げ、憲法調査会の向こうを張らんとするが、それは「自主的であることを第一の条件」として、政治色だけでなく、スポンサーをも排除するものであった¹⁴。そのため、清水幾太郎などは、彼からすれば微温的な会の状況への提言について「安保という中身でなく議会という容器になった」と批判し、後に退会するに至る¹⁵。憲法調査会の廃止後、憲法問題研究会の活動も低調なものとなり、そして我妻が逝去し、大内も十分に活動に参加できなくなると、会はその活動に幕を閉じることとなる。かくして、70年代半ばには、両会ともにその役目を終えることになるが「こうした憲法調査会と憲法問題研究会における議論と成果は、国民自身にも憲法を再検討する機会を与えた¹⁶」と言っていることが指摘される。

第三章は、「『抵抗の憲法学』ではない憲法学」として、憲法学会と比較憲法学会という二つの学会を軸に、「戦後日本における『保守』憲法学の展開」が論じられる。憲法調査会の発足とそれに対抗する憲法問題研究会の設立は、やがて両者ともことなる立場に立つ憲法学会の結成を促すことになる。その「結成趣意書」で「憲法は、民族の歴史の所産として、またその凝集したものと、その国固有の独自性の上に成立するものであり、また成立させなければならないものである¹⁷」と高らかに謳い上げる憲法学会においては「①日本国憲法成立経緯に関わる憲法の有効・無効に対する関心と、②我が国固有の独自性に対する関心とが、重要な鍵¹⁸」として存在し続けることとなる。平成に入ると、「抵抗の憲法学」や憲法学会とも異なった性質を持つ学会として、比較憲法学会が立ち上げられる。比較憲法学会については「高橋が示した〔筆者注：「抵抗の憲法学」と「制度の憲法学」の別が存在するという〕この図式を借りるなら、比較憲法学会は『制度の憲法学』を志向してきた学会の一つ¹⁹」であると説明される。その設立趣意書には「日本国憲法及びこれを基礎とした法・政治体制を比較法的に眺め、そのメリット、デメリットを実証的に検討する機会を得たい」と記されるとともに、「この学会を樹立し、イデオロギーに偏ることなく、様々な考え方を包容」していくことが目指すことが宣言されている²⁰。そしてこの章では、例えば比較憲法学会における「比較憲法」に影響を与えたものとして、早稲田大学政治経済学部において展開された、「比較憲法学」としての憲法学が紹介されている。それは、大西邦敏による、「教え子・小林昭三の言葉を借りると『博物館的』な『憲法収集』と『その整理・分類』²¹」を特徴とする憲法学であったり、「近代憲法の普遍・万能の見方は、疑われ、否定された²²」と考える小林昭三の憲法学であった。そして、それらに対しては、例えば樋口陽一から「比較憲法学上の命題として間違っていないとしても、それを直接に実践的主張と結

びつけることが誤り²³」であるという批判が投げかけられることになった。

(2) 第Ⅱ部

第Ⅱ部も同様に3章からなり、「戦後憲法学」を紡いできた人々が描かれる。第四章は『東大学派』の系譜」と銘打つものであるが、著者の西村自身、「『東大学派』なるものが実体として存在していると考ええることは、実態からは大きくかけ離れていると言わざるを得ない²⁴」と述べた上で、「東大学派」として理解されることも多かったであろう宮沢俊義・小林直樹・芦部信喜の三者を取り上げ、「『東大学派とは何であるか』ではなく『東大学派とはどのようなものとして見られてきたか』²⁵」を描こうとする。宮沢俊義は、師である美濃部達吉の説を、国民代表概念を皮切りに、イデオロギー批判という手法を採用することによって痛烈に批判し、乗り越えようとした。しかし、美濃部が依拠する「国家法人説とは『法』によって『政治』を包囲するという『立憲主義』の試みにほかならないのであるから、もし国家法人説を批判するのであれば、それと同時に『政治』を統制するための理論装置を新たに開発する必要に迫られる²⁶」ことになる。戦中の宮沢は『国家(=政治)』と『法』との間で逡巡を見せ²⁷つつも、国家法人説が退けた憲法定権力論を導入し、制憲権論を構築する。そしてその先には、戦後、八月革命説が展開されていく。そのような宮沢に対し、法哲学の大家、尾高朝雄に師事した小林直樹は、「西ドイツの法学界においては、ナチスの跳梁を許したとして法実証主義が批判に晒され、代わって自然法論の復権が叫ばれるようになって²⁸」ていた、戦後期の状況と向き合い、「『自然法』は日本国憲法という実定憲法にすでに内在化している²⁹」と捉えるがごときスタンスにたどり着く。小林は、宮沢が逢着した法と政治の緊張関係について、法＝「規範的なもの」が果たす抑制的機能につき、それが政治＝「政治的なもの」に強く依存することを認めた上で、「『政治的なもの』の正常化とよりよき生活のためのオリエンテーションは、デモクラシーの現実化と、その主体たるべき国民の英知以外の、何ものにも求めえない³⁰」と結論づける。師である宮沢以来の、「法と政治」という難問につき、留学後の芦部信喜はそこから離脱し、憲法訴訟論へのその軸足を移動させたようにも映るが、西村はそのシフトが「芦部憲法学の断絶を意味するわけではない」と注意喚起する。なぜなら、芦部憲法学の基礎には「国家の権力には本来超えてはならない、侵してはならない、一定の限界、制約があるのではないか、例えば個人の尊厳を侵し、その自由を不当に侵害する法律は、正当な法としての性格を否定しなければならない、そういう憲法の理論、それを実際に具体化させるための技術、これを構築することが、戦後の憲法学に課せられた最も重大な課題ではなかろうか³¹」という芦部の問題意識があり、したがって1961年の「憲法定権力」論文³²から途切れることはなく、法と政治という問題について「いわばその一歩手前に踏みとどまって、『法』が『政治』を統制するための現実的かつ具体的な手法³³」を構築しようとするものであったからだという。以上のように三人を整理してみると、西村はまさに「そのようなものとして『東大学派』が批判されてきた」ことに論を転じる。新制・東北大学に学び、当時は新潟大学で教鞭を執る菅野喜八郎は、小林の根本規範論を「専ら内容の重要性という観点のもとに、実質的意味の憲法の一部を特にとりだして、これに根本規範という名を附し、爾余の憲法初期半の上位に据えている」ものであり、畢竟「東京学派の立場を踏襲しているに過ぎぬ」と厳

しく批判した³⁴。西村はこれに対し、「『自然法論』への親和性が垣間見える『東大憲法派』の憲法学は、菅野にとって、『学問』の名において『人類普遍の原理』（日本国憲法前文）に対する信仰告白を行っているように見えていたのではないか」と指摘する。そして例えば「八月革命説のような主張が、菅野らによる仮借ない批判にもかかわらず通説の座を占め続けている（ようにみえる）」のであれば「憲法学界とは『実力』ではなく『東大憲法学の権威』が物を言う世界であるという思考に至るのは、心情として理解できなくはない」と述べつつ³⁵も、実態としては「本章の執筆者〔筆者注：西村のこと〕もその恩恵に浴したように、もし『東大憲法派』なるものがあるとすれば、それを形成している要素は『自由』と『寛容』を愛し『権威主義』を憎むという一点に尽きる³⁶」のであると結ぶ。

第五章では、視点を西に転じて、「京大憲法派」の検討が行われるが、そこでは「憲法実践や実務との関係にも焦点をあてつつ戦後憲法学の多様性を示すという本書の趣旨に鑑み³⁷」て大石義雄、佐藤幸治、大石眞の三者が取り上げられる。大石義雄の論は、超越的な「絶対的出发点」としての「我国家は万世一系の天皇が統治したまうことに依りてのみ成立し、発展することを得る国家である³⁸」ということを起点³⁹に、「国民生活中に国家支配の及びえない領域は原理的に存在せず、全体主義思想や新体制理念は、改めて唱道されるまでもなく、そもそも『我国の本然の姿』なのだと言⁴⁰」ものであった。それは一方で「基本権によって保障された個人的自由はすべて、その性質上、国家の『基本的な根本法秩序すなわち日本国体』の観点から原理的に制約される⁴¹」という人権論を導き出しつつも、他方、特に戦前期において「新体制運動や国防国家（Wehrstaat）論における、非常時局を根拠とする帝国憲法の逸脱（ないしその意味の「動態的把握」）の企図に対しては、終始一貫して批判的であった⁴²」という大石義雄の基本姿勢を構成していくものでもあった。師である大石義雄が『政治の季節』の只中であって評論・啓蒙活動に傾注したのとは対照的に、『法律学としての憲法学』を志向し、「自己の生の作者であるべき（しかし一人では不足していることあまりに多い）人間が、いかにして他者と共生・協働してゆけるのか、またそのために国家・法はいかなるものであるべきか」を問い続けた⁴³のが、佐藤幸治その人であった。そして、「『個人の尊重』・『人格の尊厳』原理を軸に据えつつ、人格的自律権の享有主体たる個人が主体的に自らの生を一そしてわれわれの政治社会を一形成してゆくことを可能ならしめる点に日本国憲法の『内在的な統合的価値構造』を見る佐藤の憲法構想は、指導教授たる大石のそれ……に対する強烈なアンチテーゼ⁴⁴」となった。佐藤は、かかる理論構築と並行して、行政改革や司法改革にも大きく力を傾注してきたが、そのような「統治機構改革のプロジェクトをある面において継承した⁴⁵」のが、小嶋和司の薫陶を受けた大石眞であった。大石眞は、師たる小嶋譲りの切れ味の鋭さをもって、まず『「国家や政府の組織・運営にかかわる基本的な原理や規範」（＝『実質的意味の憲法』）に着眼し、このような原理・規範からなる憲法体制ないし憲法秩序に広く目を配るべきことを強調⁴⁶」した。そして、そこにある「憲法附属法への着眼は、憲法附属法の改正を通じた憲法秩序の変動（『憲法改革』）という視座を大石にもたら⁴⁷」し、大石眞自身も「とくに統治構造のあり方が問題になる場合には、最高裁判所の憲法判例よりもむしろ憲法附属法の法が重みを増すことになる⁴⁸」と強調する。大石眞の憲法改革構想は、例えば彼が主導した「参議院の将来像を考える有識者懇談会」の意見書に結実している。そこでは、「多層的なアプロー

チにより統治機構の改革を図ろうとする⁴⁹」大石眞の憲法改革構想の特徴が如実に現れているという。

第六章では、「『理論憲法学』の再興」と題された上で、樋口陽一として立憲主義の復権に焦点が当てられる。1970年代という時代は、一方で日本がこれまでの高度経済成長による果実を享受し、またG7にメンバー入りするなど、先進国の仲間入りを果たした時代といえるが、他方、「経済成長を経て浮き足立つ日本を前に、いま一度、国民が主権者であることの意味を問い直す」が必要な時代でもあった⁵⁰。まさにその中で、影山日出彌、杉原泰雄、そして樋口陽一による70年代主権論争の火蓋が切って落とされる。この章では、「欧米を追い越すどころか、いまだ近代にさえこの国は到達していない」という危機意識の下、「『近代立憲主義』というものを、戦後憲法学の中核に据えて復権させた」まさにその人である「樋口陽一に焦点を当てて、この主権論争を振り返ることが企図されている⁵¹。戦後、1950年代に至るまで、戦後憲法学はある意味で「護教の学」と呼ばれるような「日本国憲法を意識的に擁護する営み」が行われてきた⁵²という。とはいうものの、江藤は、実際は「当時の憲法学者が行っていたことといえば、憲法の基本原理にのっとり解釈主張を展開するという、実定法学者であれば誰しもが行っている作業にすぎ」なかったが、「ひとえに日本国憲法が人類普遍の原理という自然法的な価値を体現していた」からこそ、また「それが旧来の日本の伝統的価値とは大きな隔たりを有するもの」であったからこそ、「護教の学」として「認識」されたに過ぎない⁵³と述べる。しかし、それに対しては、60年代には、戦前期の宮沢俊義に淵源を持つイデオロギー批判が強く打ち出されてくる。そこでは、「社会の現実を隠べいするイデオロギーを暴露するイデオロギー批判」に「憲法科学」の最大の任務があるとされ、そして「当時、憲法科学の方法論として最も隆盛を誇っていたのがマルクス主義法学」であった⁵⁴。従って、「70年代憲法学の知的環境を知るには、マルクス主義と憲法学の抜き差しならぬ関係性を理解することが不可欠である⁵⁵」ことになる。まさに70年代は、長谷川正安が「戦後いち早く唯物論史観の立場から憲法理論を展開した」マルクス主義法学の勢いは衰えを知らず、影山日出彌をして「圏点筆者」⁵⁶「憲法研究の最も正統的な科学的方法論としてマルクス主義＝史的唯物論に基礎をおく原理論が展開されなければならない」と評されるに至っていた⁵⁷のである。このような「マルクス主義法学の立場からは、日本国憲法をはじめとする現代憲法は『国家独占資本主義法』と捉えられ」るものであり、「実際には、その後ソ連（資本主義の段階にあるとされていた）は崩壊し、資本主義は新自由主義の時代を迎えたから、この見立ては誤っていた」と言っているのだが、しかし70年代は「この考え方がまだ説得力をもつ時代であった」という⁵⁸。とはいうものの、憲法学内部においても、「憲法科学からは離れて憲法解釈を独立した領域として論じようとする動きが活発化」してきた時期でもあり、そのような中に、樋口陽一が「新自然法論によって克服されたと目されていた、ハンス・ケルゼンの規範科学」を手にも、学界に登場する⁵⁹。樋口は「ケルゼン理論の核心である『存在(Sein)』と『当為(Sollen)』の区別」を軸に、「マルクス主義法学がこれを混同する中、樋口は両者の区別を徹底することで、憲法を『運動』から救い出そうとした。とはいうものの、樋口は比較経済史の知見を援用し、例えばその主権論を構築していたこともあり、「マルクス主義の歴史観にかなり規定されていた」面が同時に伺える⁶⁰。樋口と同様、70年代主権論争の好敵手、杉原泰雄もまた、比較経済

史の知見に依って、その論を打ち立てた。「国民主権」概念の体制イデオロギー性を痛烈に批判する杉原は、まず、「革命とは『憲法における所有関係の変化』の問題にほかならない」と捉えた上で、「マルクス主義の『階級史観』」を下敷きに、「真の国民主権＝人民主権の確立にはプーブルの解放」が不可欠であると論じる⁶¹。これに対し、樋口陽一は「高橋〔幸八郎〕や大塚久雄ら西洋経済史学者の市民革命の図式」を下敷きに、「一七九一年憲法を『上からの改革』＝ナシオン主権、一七九三年憲法を『下からの革命』＝プーブル主権と位置づけ」、そして「二つの型の主権の発動を、各々の憲法典の制定という現象と結びつけることで、主権を憲法制定権力と同視する」考え方を打ち出した⁶²。樋口のこの考えは一方で「憲法現象の認識にとどまらない実践的・啓蒙的性格を有するもの」と評しうが、他方で「存在と当為の混同そのもの」に陥っているかのような印象を与える。しかし、樋口の論はあくまで、「主権者としての出番を憲法制定時に限定」することで、「主権者という『存在』が『当為』を突き破ることを厳に戒める」もの⁶³であり、やはりそこには一線が引かれているという。その背景には「高橋と並ぶもう一人の比較経済史学のリーダーである大塚久雄の存在⁶⁴」があり、「大塚史学を通じて、近代のエートスが染みついていた」からこそ「マルクスとウェーバーをという本来方法論的には相容れないはずの二人が、樋口の議論においては見事に融合を遂げるに至った⁶⁵」のである。近代にこだわる樋口は、そうして『近代立憲主義』を再評価するに至るが、しかしそこでは「国家と個人の決して架橋しえない断絶こそが、樋口の立憲主義の本質」として考えられており、従って権力の民主化を図ることなく、いかかにして権力の正当性を担保するかという問いが重要なものとして浮上せざるをえない⁶⁶。樋口はこれに対し、一方で「マルクスにおいては人間の連帯と解放を妨げるブルジョア支配のための虚偽表象でしかなかった人権という観念が、樋口においては『国家からの自由』という権力との対抗を保証する装置として中核に位置づけられ⁶⁷」ことで解決を図り、他方とりわけ「営業の自由論争」を経た後に、「国家による自由」にも力点を置き、「人権」を成立させる『主権』の担い手としての『国家』にも強い関心を寄せた。そして後者について、樋口は「市民的公共圏が強靱なものとなることで『国家による自由』を正しく個人の自由を促進する方向へ向かわせることができる」と考え、あくまで樋口が「国家と個人の緊張関係を崩すことはなかった」という⁶⁸。

(3) 第三部

『戦後憲法学』の舞台を描く第三部は、二章立ての構成である。まず第七章では、「九条という『主戦場』」が論じられる。この章では、憲法学者による九条を巡る議論が「学会内での学問的論争というよりも、政府の安全保障政策への対抗言説として展開されてきた」ことによって、「『抵抗の憲法学』というイメージを学界内外に強く印象づけ」てきたことに鑑みて、「九条をめぐる憲法学の多様な言説の形成・展開・変遷の過程を、戦後政治史との関係にも着目しながら通時的・総合的に検証する」ことが目指されている⁶⁹。憲法九条の淵源は「『マッカーサー・ノート』の第二原則に求められる」が、その第一段は、一方で全面的な戦争放棄を宣言するものと読めつつも、他方、そこにある「日本の防衛と『保護』という文言からは、前年一〇月に発足した国際連合による集団安全保障への期待がうかがえる」ものであり、非武装の永続化を規定しようとする第二段と関係が問題となり得るもの

であった⁷⁰。いわゆる「芦田修正」を経て成立した九条について、政府は当初、「一項は自衛戦争（および制裁戦争）を放棄していないものの、二項において『陸海空軍その他の戦力』は全面的に保持することができず、また『交戦権』を否認しているために、事実上自衛戦争も行いえないという互いに平仄の合わない〔圈点鈴木〕」見解を有していた⁷¹。九条については、戦後すぐに「刊行された新憲法の解説書のいずれもが、必然的に九条を『非武装』を定めた規定と解する」ことになり、そこでは、一方で「戦前世代に属する憲法学者らの諦観的な認識⁷²」がありつつも、他方、戦後第一世代に当たる宮沢俊義などにおいては「非武装平和を高唱しながら自衛戦争を留保する政府見解に満足せず、九条は一項においてすべての戦争を放棄しているという『一項全面放棄説』」が打ち出されるなど「学説多様化のきっかけ」がすでに伺える状態⁷³であった。その後、東西冷戦が深刻化すると「集団安全保障が正常に機能することを前提とした」九条が「当初想定したような国際環境は、結局訪れ」ることなく⁷⁴、かえって朝鮮戦争の勃発により、警察予備隊が創設され、それは占領終結後に「保安隊と呼ばれる治安維持部隊へと改組され」ることになる⁷⁵。また、並行して「講和条約と日米安全保障条約（旧）とが同時締結・同時施行された」ことにより、米軍の日本駐留も継続されることになる。講和条約締結により、占領下での「プレス・コード」から解き放たれたこともあり、九条を巡る解釈論争は本格化する。その有力な立場の一つである一項全面放棄・戦力全面不保持説は「理想主義に徹した見解」であり、「およそ戦争は国際紛争を解決する手段として行われてきたとの認識に基づき、一項において自衛を含むあらゆる戦争・武力行使等が放棄されており、二項ではその当然の帰結としてさらに一切の戦力を否定した」と考えるものであった⁷⁶。この立場は、特に清宮四郎がその著作⁷⁷で採用したことにより、大きな影響力を持ち続けることになった。もう一つの立場が一項限定放棄・自衛戦力合憲説であり、これは「いわば現実主義的な見解」といえるものであった。この説は「一項について政府見解・学説通説と同様に自衛権の留保を認めつつ、二項が保持を禁じた『戦力』の範囲は侵略目的のものに限定されると捉えて、自衛のための戦力保持を合憲と解」していた⁷⁸。こうした九条解釈に対して政府は「従来からの『戦力全面不保持』の見解を維持し」つつ、まず近代戦争遂行能力論にたつて「治安の維持を目的とする保安隊はこれ〔筆者注：近代戦争遂行に役立つ程度の装備、編成を具えるもの〕に該当しない」とし⁷⁹、次いで、保安隊が法令上も明確に防衛組織としての性格を有するようになると、「九条が独立国としての自衛権を認めていることを確認したうえで『自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない』とする見解を述べるに至った。そして、この考え方が、『自衛のための必要最低限度の実力』と言い換えられて定着」し、現在に至っている⁸⁰。こうした政府の防衛力強化の動きに対して、1965年に「戦後憲法学の中で最も有力に非武装平和論を展開してきた国内最大規模の団体⁸¹」である、全国憲法研究会が設立され、また恵庭事件、長沼ナイキ事件などの九条訴訟が本格化していくことになる。しかし、そのような学界の動向とは「対蹠的に、一九七〇年代半ばになると、発足から二〇年余りを向かえた自衛隊を容認する意識が国民の間に大きな広がりを見せるようになって」おり⁸²、そしてまた、学界においても、橋本公巨による「憲法変遷」論⁸³や小林直樹による自衛隊「違憲・合法」論⁸⁴が登場し、特に後者は「平和政策論へと議論を結びつける実践的な意味合いを持つもの」であり、そし

て「日本社会党中央執行委員長を務めた石橋政嗣を通じて、長きにわたり非武装平和政策を堅持してきた同党の運動方針の軌道修正に一定の影響を与え」るものだった。だが、冷戦が終結し、その上で社会党の村山富市を首班とする内閣が成立すると、村山は「従来の政府見解を踏襲する形で『日米安保堅持・自衛隊容認』の判断を示す」に至り、ここに「自衛隊の憲法適合性をめぐる政治的な対立は、国政レベルでは一定の決着を見る」⁸⁵。これに対して学界からは批判声明が出されたが、まさにその点につき、鈴木は「『戦力全面不保持』を重視してきた九条学説が裁判所の司法判断を重視する一方で、国会や内閣といった政治部門が継続的に行ってきた統治の分野における憲法解釈の意義を必ずしも十分に考慮してこなかったことを表している」と指摘する⁸⁶。政治的な一応の決着を見た自衛隊については、その後、「有事法制」と「国際協力」を軸にその活動範囲が拡大されていく⁸⁷ことになるが、その「九条との齟齬が再び大きな政治的問題となったのが、政府閣議決定に基づく集団的自衛権の行使容認である。このとき、この「閣議決定に対する批判の多くが、自衛隊違憲論の根拠となり続けてきた『戦力全面不保持説』という従来からの学界通説ではなく、むしろこれにより厳しく指弾されてきた従来の政府見解を擁護し、その維持を求めるものであった」ということ⁸⁸に、注意が払われねばならない。しかし、いずれにせよ、内閣は、しかしながら閣議決定を撤回することはせず、また国会においても平和安全整備法が成立し、必要な関連法改定がなされるに至った。それに対して鈴木は、そのような「政府の憲法解釈が長期的な正当性を獲得しうるかは、主権者たる国民による継続的な承認を得る」必要があるのであるから、「こうした状況下において、今日の憲法学が、国民に対して何を提示できるかが改めて問われている」ことを指摘する⁸⁹。

第八章においては、『戦後憲法学』の死角として、『戦後憲法学』が意識的にせよ、無意識的にせよ、ほとんど扱ってこなかった諸問題⁹⁰として、「植民地主義」という言葉によって結びつけることが可能な、沖縄の米軍基地、アイヌの人々や在日韓国朝鮮人といったマイノリティ、そして比較憲法の対象国としてのアジアの憲法、という三つの問題が取り扱われる。凄惨を極めた地上戦を経験した沖縄は、戦後、米軍によって「日本を占領し支配するための前線基地」として活用されていく⁹¹ことになる。1952年に講和条約が成立すると、沖縄は他県から切り離されそして「沖縄における米軍統治や住民生活の実情は、全国紙の紙面に載ることはまったくなく、敗戦以来、完全に『忘れられた島』」となった⁹²。また、学界の反応については、「この時期、『第九条解釈においては、再軍備についてのそれらに比べ安保条約についての違憲論は必ずしも多くなかった』と指摘されることから、占領中の沖縄の米軍基地は、憲法学の対象になりえなかった」ことが指摘されている⁹³。1960年に安保条約が改定されると、それにより日米間の事前協議制が明記されることになるが、「占領統治下の沖縄はその対象外であり、米軍が沖縄に移動し、その後出撃する場合は事前協議の対象」とはならなかった⁹⁴。このようにして、影山日出彌が指摘するように⁹⁵、沖縄においては、まさに「施政権の名のもとに、植民地的な軍事的支配」が行われていた。1972年の沖縄「復帰」後も、駐留軍用地特別措置法などによって、米国施政権下と同様の状況が作り出されることになるが、仲地博が指摘するように⁹⁶、時間の経過とともに「全国的に沖縄問題は終わったとする雰囲気が強くなり、沖縄に対する関心は急速に失われて」いった。1995年の海兵隊員による少女暴行事件は、全国的な注目を集めるが、それ

は「このような凶悪事件が発生しない限り、経済発展によって国民生活に安定がもたらされた中、日米安保条約は国民の政治課題とならなかった」ことを示していた⁹⁷。その「無関心」の中で沖縄がおかれる状況を、新崎盛暉は「構造的沖縄差別」と指摘し⁹⁸、また、そのような状況に対して、翁長雄志元沖縄県知事の行動に見られるように、「沖縄の人々は、日本国憲法の下で、平和、自由、民主主義を求めて闘い続けてきたが、琉球独立論を含め、その舞台を国際社会に移して」いった⁹⁹。そのような沖縄の人々を含めたマイノリティに対して、「主流民族の言語や文化をもつ者があるべき『国民』と想定した近代国民国家は、マイノリティを差別し抑圧する構造を内包」するものであった。日本において、例えばそのような構造は、「『国民』と見做されながらも、その存在がほとんど等閑視されてきたアイヌの人々と『国民』から除外されてきた在日韓国・朝鮮人」という形で作り上げられてきた¹⁰⁰。アイヌの人々に対して、「長らく先住民問題に注目してこなかった憲法学」ではあるが、二風谷ダム事件や多文化主義などへの関心の高まりから先住民の権利が論じられるようになってきた。しかし、そこにおいてあくまで「論議は『文化享有権』や『集団の権利』を中心としており、『再分配』について注意が向けられていない」という問題を抱えていると、守谷は指摘する¹⁰¹。また、在日韓国・朝鮮人については、まず戦後の始まりにおいて、最後の勅令である外国人登録令が、朝鮮人を「当分の間、これを外国人とみなす」と規定したため、在日朝鮮人が「戦後日本の平和主義や民主主義という価値に基づく『国民』形成の過程で『国民』から排除され、戦後価値の及ばない『死角』へと追いやられた」こと¹⁰²に思いを致す必要がある。その上で、憲法学が「在日韓国・朝鮮人の問題を『外国人の人権』一般の問題に解消してしま」う形で理解を進め、例えば帰化した在日韓国・朝鮮人が民族的な生き方を模索するにあたって「憲法学では大きな社会問題であると認識しながらも、解釈論上は直接憲法一四条に関わる問題ではなく、私人間効力の問題として考える」程度にとどまってしまうていた。在日朝鮮人を「国民」から排除し、「戦争責任を引き受ける『われわれ日本人』」というものを構築せずに「始まった戦後史¹⁰³は、法学の領域においても、アジア(憲)法研究の停滞、という問題を惹起した。山元一が指摘する¹⁰⁴ように、戦後の憲法学においては、「解釈論を構築する際に、『論点にもよるがほぼ英米独仏に限定され』、その議論を輸入することに専念することで、『強度に規範性を帯びた『準抛国』』の鑄型に押し込む」といった問題点を生じさせ」ることになった。十分な注意が払われてこなかったアジアにおいては、例えば韓国における李京柱の議論¹⁰⁵のように、「日本の平和主義を、『東アジアへの不戦決議であり、不侵略の決意』を示すものと見て、日本の安全だけでなく『日本に対するアジアの安全』のためのものと解する」ことにより、それを「東アジア共同体の鍵となる概念」として得るような、独創的な見解が多く存在する。従って、守谷は、「日本における司法の役割や人権概念の再考、人権の定着のあり方の検討において、アジア法研究の占める重要性は改めて強調されるべき」であると断言する¹⁰⁶。

3. 『戦後憲法学』がおかれる環境』についての批判的検討

以上のような、「群像」について、以下、章を二つに分け、その批判的検討を行いたい。まず、「『戦後憲法学』がおかれる環境」として、(必ずしも、その対象が十全に「環境」という枠に収まると断じることはできないが)「群像」の第Ⅰ部と第Ⅲ部について、検討を行う。

まづもって、「群像」における各章の記述は、本書全体の主張と合致する必要がある。「群像」は『戦後憲法学』には、戦後日本の憲法学、という意味を超えた明確な定義を与えることが困難である¹⁰⁷』ということ、つまり、戦後憲法学は多様であり、従って「戦後憲法学なるもの」が、ある種の群像劇として描きうることを示そうとするものである。その点、坂井が述べるように「本書第Ⅰ部は、『戦後憲法学』を「群像」として提示するという書物全体の課題を十全に果たしたものの¹⁰⁸』と言えるであろうし、また坂井が論じない第Ⅲ部についても、第七章が、例えばユニークな橋本公巨の「憲法変遷」論を挙げることなどにより、戦後憲法学について外部が有するような、「ある特有の政治的立場を共有する単一的な集団イメージ¹⁰⁹」を排さんとしたことや、また第八章では、戦後憲法学が意図して、あるいは意図せず、もしくはそのような構造に十分な関心を払わなかったために、適切に遇されてこなかった「群像」を描こうとしたことは、同様に高く評価されるべきものであろう。

その上で、ミクロに各章を検討すれば、まず、第一章は、立場の異なる戦後憲法学史の「スター」たちが、その依って立つ立場（「マルクス主義者」か「リベラリスト」か、など）や世代（戦後第一世代、戦後第二世代など）の違いはあれど、いわゆる「逆コース」への展開に共通して危機を感じ、『悪法』に対する共闘¹¹⁰』を成し遂げたこと、そしてその「共闘」は「日本国憲法の理念の重要性を共有してその価値を擁護しつつも、実際には様々な政治志向をもつ多様な人々の集合体¹¹¹』としてのものに過ぎなかったゆえに、必然的に分化するに至るという図式を、鮮やかに表現する。この章の内容からは、そうした分化のキーとなるのが、まさに長谷川正安ら、マルクス主義法学に依って立つ学派であることを読み取ることができ、そして、後述するように、必ずしもマルクス主義法学について、「群像」全体で十分な取扱いが（戦後憲法学史における重要性にも関わらず）なされていない¹¹²以上、この章において、今一步踏み込んだ検討が行われることを期待したくなる。例えば、一つとして、法解釈論争以外の論争¹¹³にメンションしていくということも可能であろうし、また、末尾に挙げられた、鈴木安蔵憲法草案について、一層深く検討を進める、ということで可能かもしれない。後者について、出口は、鈴木安蔵の関与した憲法案が占領軍に評価されたことによって「日本国憲法が『押しつけられたのは支配者であって、日本国民ではない』という、新たな『抵抗』の物語の創出に結びつい」た¹¹⁴』ということを述べるが、その鈴木安蔵自身は、マルクス主義法学の先駆者の一人であり、当時の多くのマルクス主義法学者は日本国憲法もブルジョア憲法にすぎないものとして認識していたこと¹¹⁵から考えると、創出された物語もまた多様なものたらざるを得ないのではないかと、という問いに結びつく。マルクス主義（憲）法学を論じることで、物語創出の内実についてより深い分析が可能となり、そしてそれは一層、戦後憲法学の「幅広さ」を示すことになったのではないだろうか。

第二章では、「相対する」憲法調査会と憲法問題研究会に集う幅広い顔ぶれが、しかし議論を経ることで（憲法問題研究会の結論は当然としても）両者ともに改憲を不要とする判断に帰着したことを、巧みに描き出す¹¹⁶。だが、第二章については、その内容の説得力を論じる以上に、ことに実定法学としての憲法学（研究）の観点からは、数多くの一次文献、しかも憲法学における議論の中では通常取り扱われないような貴重なそれにしばしば触れつつ、廣田が論を展開していることに、大きな価値があるとと言える。廣田自身、改めてここで述べるまでもなく、これまでも貴重な一次資料を縦横に駆使し、重要な研究を積み重ね

てきている¹¹⁷が、特にこの章においては「京都大学文学研究科所蔵古井喜実文書……中、表紙に『憲法』、『38・1・8』と記された小さな大学ノート¹¹⁸」や「家永三郎氏が大学ノートに記した例会の記録『憲法問題研究会記録 第一冊～第八冊』の写し¹¹⁹」など貴重な一次資料に基づいて論が展開されていることは、高く評価されて然るべきであろう。それは、実定法学であるがゆえに、このようなトピックにつき、空中戦が展開されがちな憲法学において、一層価値を持っている。

第三章は、この「群像」のテーマからして、まさに白眉と評しうる章である。先行する評者である坂井はこの章を「本書を『群像』たらしめている最大の要因として評価されるべきもの」と激賞する¹²⁰が、その評は至当である。荒邦は、本章の冒頭において、本章が(かなりの謙遜がそこには含まれているとはずだが)「当然のことを眺めるだけのもの¹²¹」であると述べるが、仮に荒邦の言葉を額面どおり受け取るとすれば、一方で憲法学会に所属する荒邦にとって「当然」である内容が、他方、全国憲法研究会や憲法理論研究会に属する面々にとっては「未知」となる、そのような憲法学内の「断絶」が、本章を通じて鮮明に浮かび上がってくる。実際に、荒邦が一節を割く、大西邦敏や小林昭三の「早大<比較憲法学>¹²²」の成果が、例えば全国憲法研究会を活動の中心とする学者によって、先行研究として引かれることは稀である¹²³。だが、欲をかくとすれば、その「断絶」の中であって、両者を架橋しうるかも知れない、比較憲法学会について、一層の分析を求めたくなってしまふ。「比較憲法学会と憲法学会の双方に籍を置く憲法学者や、比較憲法学会と全国憲法研究会の双方に籍を置く憲法学者は少なくない¹²⁴」のであるから、そのような比較憲法学会がどのようなもので、そこに両者の「交歓」が生じる余地はあるのか、そのような検討がなされることにも、また憲法学における学知を再検討するに際して、益が大きいだろう。

第七章は、「戦後憲法学の『主戦場』であり続けてきた¹²⁵」九条ではあるが、しかしながらそれは必ずしも、憲法学者たちが一丸となって行動してきたことを意味しないということ、十分な説得力を持って論じている。戦後(日本)政治史のコンテクストの中、一つの軸として通説的な九条解釈を置き、それから「ずれ」る多くの学説に触れることで、戦後憲法学の多様性を描き出すことに成功している。また、それだけではなく、一方で、九条を巡って、数多くの学説が「抗争」を繰り広げてきたという歴史を示すことで、上述のような多様性の描写に成功しつつ、他方で、この章で触れられている内容が他の章に多くつながりを持つことを示すことで、同時に、やはり九条が「戦後憲法学の『主戦場』であり続けてきた」ことを、内容としても示し得ている。そこに、本章の大きな価値がある。例えば、いわゆる「沖縄メッセージ¹²⁶」を通して第八章へと、また内閣の憲法調査会¹²⁷を通して第二章へと、この章には随所にリンケージが埋め込まれている。巧みな描写のみならず、その「構造」によっても、「主戦場」であり結節点とも言える九条が描かれていることに、この章が高く評されるべき理由があるだろう。

第八章は、「『戦後憲法学』の死角」を幅広く描く章である。そして、読者は「幅広い死角」を認識することにより、むしろ逆に、(戦後)憲法学はそもそも相当に視野狭窄の状態にありながら、それを認識できず、当然の「生理」として、こともなげに振る舞い続けてきたことを知ることができる。その意味で、またこの章がもつ貢献は大きい。筆者は、幅広い分野を渉猟する守谷と異なり、相当程度限定された範囲についてのみコメントしうる能力

を持ち合わせていないため、ここでは不十分ながら、戦後沖縄を巡る論点について言及する¹²⁸に留めたい。まず、戦後、沖縄に対する憲法学のかかわり方に関してである。確かにそれは不十分ではあったし、また、古関が指摘する通り、多くの憲法学者は「地上戦下の惨状のままに憲法から分離された沖縄の現実も視野の外に置き」たまま¹²⁹であったことは事実である。しかし、やはりその中でも守谷自身が引くように、吉田善明や影山日出彌、そして大須賀明らによる先駆的な研究が積み重ねられてきていた¹³⁰こともまた事実である。であるとすれば、それらを「意識的にせよ無意識的にせよ、ほとんど扱ってこなかった¹³¹」として括るだけでなく、例えばその中に、いかなる限界が存していたか、例えば、戦後沖縄が誇る知性、新川明の「反復帰論」「異族論」¹³²を受け止め、それと「対決」し得るような強靱な論であったか否かなど、認知の「不在」ではなく認知の「限界」が詳細に論じられるべきであったのではないだろうか。また、戦後沖縄における知、とりわけ法学／憲法学における学知については、米国施政権下における琉球大学¹³³に着目し、そこでいかなる知性が存在していたか、詳細に検討されるべき¹³⁴であった。特に、設立後、長年憲法を専攻する憲法学者が不在¹³⁵の法文学部において、しかし琉大の教員は、にも関わらず全員が「憲法学者」であった¹³⁶。それは米国施政権下におかれ、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Island、以下、「USCAR」と記す。）による強圧的なコントロールに耐える必要があった、沖縄の大学で、にも関わらず「知」を発展させようとするがゆえのことであった。そして、その中でも、特に労働法を専門とする幸地成憲を、「憲法学者」として、再度取り上げる必要があるかもしれない。それは、まずもってUSCARが反共の姿勢を強く持ち、その結果としてしばしば労働組合の活動を掣肘しようとしていたから、という背景から言えることである。しかし、それにもまして、幸地自身が、当時の「日本」から切り離された環境におかれる中で、「卓越した理論家だった彼らの仕事は、日本本土からの直輸入品では決してな¹³⁷く、アメリカの学知と四つに組み形て成果を挙げてきたからでもある。例えば、幸地は「明白かつ現在の危険」の原則につき、「日本」を経由¹³⁸することなく、直接に我が物として論を構築¹³⁹している。その環境が作り出した「知」は、「半島知¹⁴⁰」ならぬ沖縄の「島嶼知」とも言うべき独特なものになり、当然ながらそこ、米国施政権下の沖縄、では常に「国家」が問われてくることになる。琉球大学においてUSCARと向き合いながら、精力的に研究に取り組んだ幸地を、再検討する必要は大きい。とはいうものの、それらの指摘が、この章に欠けているものを示しているわけではない。「群像」のうちの一章として、かつアジア法の展開など、他の領域にも目配りをした上で作成する必要があるという、文字通り紙幅の都合から、章内にそれらを組み込むことは、もちろん望むべくもない。したがって、挙げた指摘は、守谷の物した章を否定するものではなく、むしろ却って、この章が充実した内容を提供するためこそ湧き出でる、次へに繋がる流れと称する方が適切かも知れない。この章を起点に、筆者も含め学界において、続く検討が始まらなくてはならない。

4. 「戦後憲法学の担い手」についての批判的検討

前の章では、筆者が、「群像」で描かれる『戦後憲法学』がおかれる環境」と整理したものに、批判的検討を加えた。この章では、『戦後憲法学』の担い手』についてコメントしてい

くが、その対象はまさに「群像」の第Ⅱ部と(標題としても)一致するところである。そして、この第Ⅱ部については、先行する坂井の評において、厳しい指摘が加えられていることが、まずもって確認されるべきである。各章につき、坂井の評を手がかりに、検討を進めていきたい。

第四章について、まず坂井は「東大学派」という表現を適切ではないものとして(そしてこれは後述のように、第五章の「京大学派」についてもであるが)退ける¹⁴¹。坂井が述べる通り、著者が「東大学派」(そして「京大学派」)を否定した上で、なぜこのような「概念」提示に踏み切ったのか、一読者としては納得しがたい。そして、展開される論からは、そのような西村の言にも関わらず、むしろ西村自身は「東大学派」の「実在」を無意識にせよ肯定しているのではないかという疑念が浮かぶ。それは、一つには、坂井が簡潔に約するように、この章では、「東大学派」として挙げられる「宮沢・小林・芦部についてある程度の共通性が見られ、さらには菅野や尾吹といった『反東大』の勢力も登場することから、西村が否定しているにも関わらず『東大学派』の存在(または『東大学派』なるものの存在を信じた人たちの存在)を読者に推認させる」ため¹⁴²である。そして、そのような、本章の内容構成の面だけでなく、もう一つ、西村の読み替えからも、「実在」が導かれる。「反東大」勢力は、西村自身も的確に引用するように、批判対象を、あくまで「東京学派¹⁴³」として表現している。これを敢えて西村は「東大学派」として総括する。もちろん、菅野らが「東京学派」として指し示そうとしたものは、東京周辺の大学群ではなく、東大であることは明らかである。しかし、あくまで「反東大」のグループが、「東京学派」という語を用いている以上、それを『「東大学派」への批判¹⁴⁴』と表現することには、大きな問題があるのではないか。そして、西村において、少なくとも意識しないものであるにせよ、「東大学派」の「実在」が前提とされているからこそ、そのような『「死の跳躍」を越えて¹⁴⁵』しまうのではないか。そのような西村が、「もし『東大学派』なるものがあるとするれば、それを形成している要素は『自由』と『寛容』を愛し『権威主義』を憎むという一点に尽きる¹⁴⁶』というような主張で章を括ろうとすることにつき、一読者として「消化不良の感¹⁴⁷」以上のものを感じる。

第五章について、やはりこの章についても、赤坂自身によって「京大学派」という構成自体が『「東大学派」と同様、無理がある¹⁴⁸』と劈頭に示されており、第四章と同じく、「その構成について疑問が残る」ものである。しかし、多くは指摘されないことではあるが、この章について、大石義雄の学説が正面から取り上げられ、一方でその限界が示されながらも、その価値が適切に記されている点に、大きな価値があるだろう。大石義雄自身は、例えば第三章においてもその名が登場することからも分かるように、憲法学会に所属する憲法学者によってしばしば引かれる存在ではあったものの、弟子である佐藤によるもの¹⁴⁹などのわずかな例外を除き、特に全国憲法研究会を主たる活動領域とする憲法学者から、等閑視される傾向にあった。また、それだけではなく、憲法学を離れても、例えば大嶽秀夫¹⁵⁰などによって、ある種戯画化された扱いを強いられてきた面がある。そのような大石義雄が、弟子である佐藤や、そして大石真とともに(だからこそ、そこには『「学派」と呼ぶべき関連性は全くといって良いほど見いだせない』という、坂井の批判が生じるゆえんでもあるが)正面から検討の対象とされたことは、大きな価値があるだろう。ただ、「戦後憲法学の多様性を示すという本書の趣旨に鑑みて」そのグルーピングを行うだけであつたと

したら、レンジを広げて、例えばかつてそのような括りかたをされることもあった「京東学派¹⁵¹」として(もし、そこに何らかの一体性が観念できるとすれば、であるが)扱うなり、もしくは逆に、「京大『学派』の『不存在』」として、描こうとするべきであったのではないか。

第六章は、坂井が「本書における最大の疑問¹⁵²」とする章であり、またその点につき、筆者も意見を同じくする。筆者の疑問の多くは、第六章におけるマルクス主義法学ないしマルクスの取扱いについてであるが、構成の観点から、そのことは次ぐ章において扱うものとして、ここでは、それ以外の点について指摘するに留めたい。まず、一つは、坂井も指摘する通り、理論憲法学をめぐるこの章の検討が「樋口陽一ただ一人に捧げ¹⁵³」られてしまっている点である。特にそれは、七〇年代主権論争が一つの大きなテーマとして取り上げられているにも関わらず、その嚆矢となった、三人による日本公法学会での報告についてのメンションがありながらも、影山日出彌の主権論¹⁵⁴が扱われることはなく、また杉原泰雄についても、非常に限られた形で説明がなされるにすぎない。特に、杉原が「主権者の無謬性」に安住し「権力の民主化」を図る¹⁵⁵のに対し、樋口が「国家と個人の二極構造」という「大変な難題」を避けることなく『『権力に対抗する人権』の観念』戦い抜こうとしたという記述は、杉原の論を矮小化し、そのことによって樋口を「顕彰」せんとするものという批判¹⁵⁶を招きかねない。そして、そのような「顕彰」を避けるためには、樋口の「ミカン箱」についての記述を削るべきではなかったか。もちろん、「群像劇としての戦後憲法学」を描こうとする際に、個々人の具体的なエピソードが有益な視角を提供すること¹⁵⁷はあり得る。だが、この章で記されているように、「ミカン箱の上に立つことなど『ダサイ』』と言っていた樋口が「今回ばかりはやらなければならぬ」と考えて、市民運動にも積極的に取り組む、そしてそこにわれわれは「存在から当為の自律性を守り抜こうとする七〇年代主権論争で見た、あの若き日の樋口そのもの」を見出す、という記述¹⁵⁸は、場面を想起させることにより、抽象的な論に豊かな肉付けを与えようとするエピソードの紹介を、超えている。こうした記述は、もはや退職記念号に寄せる辞¹⁵⁹と、径庭ないのではないだろうか。「群像」を描くという本書の意図からして、このような表現は排されるべきであった。

5. マルクス主義憲法学総括の「不可能性」と深化の必要性

すでに注において指摘した¹⁶⁰が、先行する評において、齋藤もまた坂井も、「群像」においてマルクス主義法学に一章が割り当てられるべきであったのではないかと述べる。筆者は、一方で、そのことに大きな賛意を示すとともに、他方、その必要性大であるにも関わらず、現在において、マルクス主義法学について簡にして要を得たものを期待することは困難ではないかと考えている。それは若い世代の「マルクス主義法学離れ」が進み、「群像」の中核を担ったような世代が、必ずしも十分にマルクス主義法学を理解してないため、というだけではない。そもそも、憲法学におけるマルクス主義法学について、従来の知見について適切な総括がなされマルクス主義法学が取り扱われるべきであるとするならば、まず、それに先だって、これまでのマルクス主義法学を総括し、再検討することがなされねばならないのだ。そして、後述するように、マルクス研究において新たな潮流が生じている現在こそまさに、法学／公法学／憲法学においてもそれに呼応して、マルクス主義法学の総括と批判的検討を行う、最適な時期と言えるのである。以下、この章では、まず、第

第六章における江藤のディスクールを批判的に検討し、そのことによって、学界の(すくなくとも、若手から中堅にかけての)マルクスないしマルクス主義法学との距離を描く。そしてその上で、憲法学がマルクス主義法学とどのように向き合うべきなのか、今現在のマルクス研究の動向も踏まえ、検討したい。

なによりもまず、第六章で批判されるべきは、マルクス主義法学が、国家独占資本主義(以下「国独資」と記す)論の説得力が減少するに伴い、必然的に終わりを迎えざるを得ないと誤読される余地を残し、記されている点である。もちろんこれは、マルクス主義法学の理解として適切ではない。江藤は、「マルクス主義法学の立場からは、日本国憲法をはじめとする現代憲法は『国家独占資本主義法』と捉えられる」とした上で、国独資論の「見立ては誤っていたことになる」が、70年代はまだ「この考え方が説得力を持つ時代であった」と述べる¹⁶¹。読み方によっては、ここから、国独資論が「誤っていた」以上、現代憲法＝国独資法と把握するマルクス主義法学もまた、修正しようのない誤謬から抜け出せないものである、と理解する向きもあろう。マルクス主義法学が「正しいか否か」の判断は置くとして、このような誤解を避けるべく、そして敢えてこの言い方をするとすれば¹⁶²、原理論と現状分析(ないし段階論)を適切に切り分け、記述がなされるべきであった。例えば、影山においては、江藤も引く箇所で「マルクス主義＝史的唯物論に基礎をおく原理論が展開されなければならない」〔圈点影山〕と述べ¹³⁶て、またそれと区別しながら、同じ章において「憲法学に最も重要な現状分析という課題」〔圈点影山〕について、「そこでの課題は、日本の憲法学の立場からみれば、『帝国主義』のそして同時に『国家独占資本主義』の時代の憲法現象全体を、帝国主義と国家独占主義の分析を通して解明することである」と述べる¹⁶⁴。ある意味で当然のことであるが、国独資概念は、いわゆる原理論を「左右する」ものではない。従って、国独資論自体が日本において説得力を失ったとしても、それによってマルクス主義法学が終わりを迎えたわけではなく、そのことがより明らかな形で示されるべきであった。さらに、欲を言えばその上で、国独資論の影響からマルクス主義法学(ないしマルクス研究)が解放されたことにより、異なるフェーズに進んだことをも、あわせて記すことも、できたのではないだろうか。

もう一つは、マルクスの取扱いについてである。第六章では、樋口が、人権の観念を「人間の連帯と解放を妨げるブルジョア支配の虚偽表象でしか」捉えられなかったマルクスを超え、それを「権力との対抗を保障する装置」として設定したことが述べられて¹⁶⁵いる。しかし、「現在」において、敢えてこのようなマルクス理解を述べるとすれば、それに際して言葉を補う必要があるのではないか。この箇所につき、江藤は『ユダヤ人問題によせて』を参照するように指示するが、それにあたっては、まず、マルクスが『ユダヤ人問題によせて』を執筆したコンテクストを明示し、マルクスがどのような意味で、上のように人権概念についての論を展開し、そのような「マルクスの人権論」の射程はいかようなものであるか、注意を促す必要があったのではないだろうか。知られているとおり、この書はかつての同志、ブルーノ・パウアーらを批判する書であり、従ってこの箇所もパウアー『ユダヤ人問題』への批判の箇所である。青年ヘーゲル派として理解されるパウアーらと、いかなる理論上の対立が存在し(当然、そこではマルクスのヘーゲル批判も関連して論じられる必要がある)、また、人権宣言に基づく政治的解放がなぜ「公民〔citoyen〕は利己的な

人間〔homme〕の下僕であると宣言され、人間が共同的存在として振る舞う領域が、部分的存在として振る舞う領域の下に引き落とされ¹⁶⁶るものと、マルクスによって示されねばならなかったのか。その歴史的コンテクストも踏まえると、マルクスのその言は、相当程度射程が限定されることになる。このことが、説明される必要があるのではないか。そうでないとすれば、やはりこの箇所も、「頑迷なマルクスに毒されなかった樋口陽一」を顕彰することになってしまいかねない。

さらに、上のようなマルクス論を、今敢えて『ユダヤ人問題によせて』に基づいて述べることも自体についても、説明が必要になるだろう。現代ドイツにおいて、「マルクスの新しい読み方」(Neue Marx-Lektüre)という潮流¹⁶⁷が説得力を増し、マルクス・レーニン主義などの伝統的マルクス主義理解とは異なる、新たなマルクス像を求める研究が進展している。このことは、日本の学界にも大きな影響を及ぼしており、若手ながらそのムーブメントを牽引する研究者の一人として、斎藤幸平がいることは、広く世間にも知られて¹⁶⁸いる。このような流れの中、マルクスの草稿に基づく綿密な文献研究が進められ、伝統的マルクス主義の理解と異なる型での、マルクス・リバイバルが生じつつある。例えば、斎藤と同世代にあたる、気鋭のマルクス研究者、隅田聡一郎は、マルクスにおける「国家の問題は、あくまでもポリティカル・エコノミー批判の観点から、つまり『政治の他律性』を再構成するかたちで分析される必要がある¹⁶⁹」ことを強調する¹⁶⁹。この「政治の他律性」概念は、隅田の論のキー概念の一つであるが、それらはやはり『資本論』を中心とするポリティカル・エコノミー批判¹⁷⁰を再検討することにより理解されるものであり、であるとすれば、1867年に第一部が世に問われる『資本論』から25年近く遡る、1843年の段階(もしくは、ここで引かれるわけではないが、従来よくマルクス主義法学「学習」のためなどで学生に読まれたものとして、1845年の『ドイツ・イデオロギー』の段階)のマルクスが、なぜにもかかわらず、敢えて象徴的に引用される必要があるのか、マルクス研究の蓄積／進展に回答した上で、十分な説明を行うことは、最低限求められることになるだろう。

今述べたように、現在、綿密な文献リサーチに基づくマルクス研究は、日本においても急速な深化が進み、伝統的マルクス主義によるマルクス理解に、それが取って代わる途上であるといっても過言ではあるまい。そのような中、かつてマルクス主義法学が一世を風靡した法学のフィールド、そのうちでも、代表的な牽引者である長谷川正安や影山日出彌を輩した公法学／憲法学において、上に示したように、マルクス研究が(その土壌「流出」などによって)十分「蓄積」されているわけではないという状況は、問題である。殊に、「導出論争で常に参照され」また「マルクスの新しい読み方」がそれを「受容することで伝統的マルクス主義の階級国家観を批判」した¹⁷¹バシュカーニスの『法の一般理論とマルクス主義』¹⁷²が、法学全般においてほぼ全く顧みられなくなってしまっていることについて、危機意識を覚える必要があるだろう。法学においても、仮にマルクス・リバイバル(ないしマルクス主義法学・リバイバル)は難しいとしても、少なくとも、その適切な総括と現代的意義の検討が行われ、法の専門家としての矜持を有し、バシュカーニス論の観点から現在のマルクス研究に、積極的にコメントが行えるようになる必要がある。そして、これが、「群像」のような書において、マルクス主義法学が、簡潔に表現されるための最低条件でもある。

そして、公法学において、そのような総括は、まず影山日出彌の再検討から着手されなければならない。「一九六〇年の『安保闘争』のさなか¹⁷³」に「社会的法治国家論序説」の研究¹⁷⁴をひっさげて鮮烈な学会レビューを飾った影山は、1967年には理論的重量のあるモノグラフィ、『現代憲法学の理論』を世に問い、「学会に清新なショックを与え¹⁷⁵」る。その後、単著だけでも『憲法の原理と国家の論理』¹⁷⁶、『国家イデオロギー論』¹⁷⁷、そして『憲法の基礎理論』¹⁷⁸と矢継ぎ早に成果を示した。しかし、「影山憲法学として一つのシュレを形成していく¹⁷⁹」ことが当然視されつつも、1976年に影山は早世し、その後、十分な総括がなされてきたとは言い難い。それは、江藤が第六章で述べるように、その時代は憲法学において「憲法解釈を独立した領域として論じようとする動きが活発化」し¹⁸⁰、影山憲法学にとって「逆風」吹き荒れるのであるタイミングであったためでもあるかもしれない。しかし、影山が没した際の追悼する記事等¹⁸¹以外には、わずかに武川眞固¹⁸²や本秀紀¹⁸³の論放が挙げられる程度であり、「影山君の一〇余年にわたるすべての仕事を再検討し、日本の憲法学史上の位置づけし¹⁸⁴」得たような本格的な検討は、まだなされていない。憲法学において、マルクス主義法学の両雄として、しばしば影山日出彌と長谷川正安が並記される。しかし、両者を比較すれば、とくに理論構築の「執拗さ」という点において、やはり影山の研究に軍配を上げざるをえない。そうした影山の姿勢は、ソヴィエト法／マルクス主義法学研究を代表する一人、藤田勇の影山評¹⁸⁵からも伺えるところである。にもかかわらず、必ずしも十分な影山の総括がなされていないとすれば、公法学におけるマルクス主義法学の意義を適切に評価することは難しい。新たな「群像」に先立ち、影山研究が立ち上げられるべき所以である。

もちろん、その際には、当然のことであるが、近年進展するマルクス研究の観点から、批判的に検討を進め、影山の限界が提示されることが必要だろう。パシュカーニスに対する評価¹⁸⁶や、新たなマルクス理解に対する評価¹⁸⁷について、進展したマルクス研究からは、批判が可能であろう。そのようにして影山憲法学の「限界」が認識されることにより、同時に、にも関わらず「残る」部分において、影山憲法学の、公法学における現代的意義が見いだせるはずである。例えば、同じ公法学において、影山と同時期に名古屋大学に属した室井力の薫陶を受けた、白藤博行が、まさに憲法学が手薄な地方自治の領域について、影山の「主権の主体規定」論を援用し、分権時代に求められる「地域主権」像を提示している¹⁸⁸。このことは、影山のアクチュアリティが、なお潤沢に存し続けている、一つの証左となるだろう。

6. おわりに

本論考では、「群像」を手がかりに、それを評する行為を通じて「戦後憲法学」史研究の意義を確認しつつ、現在、マルクス主義法学の再検討がなされなければならない、ということ論じた。その必要性は、時間の経過とともに、一層増している。次のような座談会の一コマ¹⁸⁹は、それを物語っているのではないか。座談会の中で、高見勝利は、学生であった当時の中央大学をふり返り、「学生の間で、法律学をやるのだったら『資本論』と『ドイツ・イデオロギー』を読むのが先だ、といったうわさが飛びかかっていました」と述べるが、聞き手の一人林知更は「当時の知的な雰囲気は少しづつ見えてくるような気がしますが」と

応じ、そしてそのトピックが深化されることはない。この光景は、林らの世代にとって、すでにマルクス主義法学／マルクスが、当然のように過去のものとなってしまっていることを示してはいまいか。「リスボン春」の年に誕生した林や、席を同じくした他の聞き手らの世代にとってすでにそうであるとすれば、それより下の世代にとっては、それは一層であろう。マルクス主義法学が、影山日出彌の研究が、一つの消費されるエピソード¹⁹⁰としてではなく、リバイバルされる必要がある。ならば、ならばこそ、躬行せざるべからず、と大きくお叱りを受けそうではあるけれども。

【謝辞】

本稿は科学研究費補助金・基盤研究C(20K02957)『『後発高等教育機関』の教育史的研究—既存の法学・経済学教育に対する独自性の追求—』の成果の一部である。また、本稿を記すにあたって、報告の機会を頂戴した憲法学方法論研究会と、とりわけそこにおいて有益なコメントを下さった小川祐之先生(常葉大)、川島翔先生(九州大)、坂井大輔先生(千葉大)、菅沼博子先生(山梨大)、鈴木康文先生(桃山学院大)、高橋雅人先生(九州大)、中川律先生(埼玉大)、藤川直樹先生(神戸学院大)、堀口悟郎先生(岡山大)に感謝申し上げる。また、沖縄について、そして政治学について、懇切にご指導下さった島田尚徳先生(沖縄大学)と、マルクスや「マルクス経済学¹⁹¹」につき、いろいろとお教え下さった、江原慶先生(東京工業大学)にも、謝意を示させて頂きたい。もちろん、本稿の不出来、そして過ち等の一切の責任は筆者にあることはいうまでもない。そしてなにより、先生が、阪口正二郎先生の跡を襲い赴任された後に、私も参加させて頂いた一橋大学大学院のゼミナール等で指導を頂戴し、また本文に記した如く、敢えて異論を唱える形で、その胸を借りさせて頂いた、江藤祥平先生の深いご学恩に、改めて感謝申し上げます。

注

- 1 また、併せて、「群像」より引用等を行う場合は「群像・10頁(序章・鈴木=出口)」のような形で章とその執筆者を記すこととする。
- 2 長谷川正安「影山日出彌君の死によせて」法律時報48巻12号、1976年、100頁。
- 3 齋藤暁「[書評] 憲法学が『戦後憲法学』を問うことの意味 ◆鈴木敦・出口雄一編『戦後憲法学』の群像』『憲法研究』10号、2022年。
- 4 坂井大輔「[書評] 鈴木敦・出口雄一編『戦後憲法学』の群像(弘文堂、二〇二一年)』『法制史研究』72号、2023年。
- 5 ヨアヒム・ヒルシュ著／木原滋哉＝中村健吾訳『国民的競争国家：グローバル時代の国家とオルタナティブ』ミネルヴァ書房、1998年、まえがきv頁(Hirach, Joachim, *Der nationale Wettbewerbsstaat. Staat, Demokratie und Politik im globalen Kapitalismus*, Berlin, 1995)。ヒルシュのこの一文は、1995年に記されたものではあるが、しかし、2023年の現在においても、変わらず妥当している。
- 6 高橋和之「『戦後憲法学』雑感」『現代立憲主義の制度構想』有斐閣、2006年。
- 7 群像・10頁(序章・鈴木=出口)
- 8 群像・32頁(第一章・出口)。
- 9 群像・41頁(第一章・出口)。
- 10 長谷川自身はこの報告につき、「親しい友人は、ばかにおとなしい報告だったね、と皮肉

学術論文

まじりの批評をきか」せてくれるような不十分なものであったと記し、その「不十分にはちがいがなかった学会の報告を、できるだけおぎない、用語や考えていることを、可能なかぎりもとにもどして、思いどおりに表現」しようとしたものが『憲法学の方法』であったと述べる（長谷川正安『憲法学の方法』日本評論社、1957年、5頁）。そしてその後、影山が世に問うた『現代憲法学の理論』に衝撃を受け、同書につき「これまで自分自身でもなかば忘れかけていた本書を、もう一度取り出して真剣に再検討したい」と強く感じるようになったが、次々新版では本文に加えた註を詳しくする等にとどまらざるを得ず、その版は「もう一度新しい次元で」長谷川の方法論をまとめるための「第一歩の作業」であり、あらたな体系を構築しようとしていることが示唆されていた（長谷川正安『新版 憲法学の方法』日本評論社、1968年、5頁）。しかし、影山の理論と「対決」した上でより精緻化された長谷川・マルクス主義憲法学の方法論を、われわれが目にする機会は、ついぞ失われてしまった。

- 11 群像・36頁（第一章・出口）。
- 12 群像・53頁（第二章・廣田）。
- 13 群像・68頁（第二章・廣田）。
- 14 群像・71頁（第二章・廣田）、丸山眞男「サンフランシスコ講和・朝鮮戦争・六〇年安保一平和問題懇話会から憲法問題研究会へ」『世界』615号、1995年、43-44頁。
- 15 群像・73頁（第二章・廣田）、清水幾太郎「六〇年代について」『中央公論』84巻12号、1969年、90頁。
- 16 群像・81頁（第二章・廣田）。
- 17 群像・97頁（第三章・荒邦）、また憲法学会ホームページ「設立趣意」（<https://kempogakkai.jp/prospectus.html>）2023年6月20日最終確認。
- 18 群像・98頁（第三章・荒邦）。
- 19 群像・104頁（第三章・荒邦）。
- 20 群像104-105頁（第三章・荒邦）、西修「活動概要」『比較憲法学研究』1号、1989年、151頁。
- 21 群像・108頁（第三章・荒邦）、小林昭三「大西邦敏『新日本国憲法案案』の思想」『憲法研究』29号、1997年、18頁。
- 22 群像・114頁（第三章・荒邦）、小林昭三「憲法学再生」『比較憲法学研究』1号、1989年、13頁。
- 23 群像・109-110頁（第三章・荒邦）、樋口陽一『比較憲法〔全訂第三版〕』青林書院、1992年、8-9頁。
- 24 群像・134頁（第四章・西村）。
- 25 群像・134頁（第四章・西村）。
- 26 群像・139頁（第四章・西村）。
- 27 群像・140頁（第四章・西村）、宮沢俊義「大津事件の法哲学的意味」『憲法と裁判』有斐閣、1968年〔初出1944年〕。
- 28 群像・141頁（第四章・西村）。
- 29 群像・143頁（第四章・西村）。
- 30 群像・144-145頁（第四章・西村）、小林直樹『憲法の構成原理』東京大学出版会、1961年、102頁。
- 31 群像148頁（第四章・西村）、信山社編『芦部信喜先生記念講演録と日本国憲法』信山社、2017年、17-18頁。
- 32 芦部信喜「憲法制定権力」田中二郎編集代表『日本国憲法体系 宮沢俊義先生還暦記念第1巻 総論Ⅰ』有斐閣、1961年。
- 33 群像・149頁（第四章・西村）。

- 34 群像・151頁（第四章・西村）、菅野喜八郎「根本規範論考」『新潟大学法経論集』11巻1号、1961年。
- 35 群像・153頁（第四章・西村）。
- 36 群像・155頁（第四章・西村）。
- 37 群像・167頁（第五章・赤坂）。
- 38 大石義雄『帝国憲法と国防国家の理論』叢文閣、1941年、緒言2頁。
- 39 群像・169頁（第五章・赤坂）。
- 40 群像・170頁（第五章・赤坂）、大石義雄・前掲注（38）30-34頁。
- 41 群像・170頁（第五章・赤坂）、大石義雄『憲法入門』巖松堂書店、1956年、106-109頁。
- 42 群像・169頁（第五章・赤坂）。
- 43 群像・172頁（第五章・赤坂）。
- 44 群像・173-174頁（第五章・赤坂）。
- 45 群像・178頁（第五章・赤坂）。
- 46 群像・179頁（第五章・赤坂）、大石眞『憲法講義I〔第三版〕』有斐閣、2008年、5-7頁。
- 47 群像・179頁（第五章・赤坂）。
- 48 群像・180頁（第五章・赤坂）、大石眞『憲法秩序への展望』有斐閣、2008年、9-11頁。
- 49 群像・183頁（第五章・赤坂）。
- 50 群像・197頁（第六章・江藤）。
- 51 群像・198頁（第六章・江藤）。
- 52 群像・199頁（第六章・江藤）。
- 53 群像・199頁（第六章・江藤）。
- 54 群像・201頁（第六章・江藤）。
- 55 群像・201頁（第六章・江藤）。
- 56 この箇所、影山の言を引き、「評されるに至っていた」とするのは適切ではないのではなかろうか。若きマルクス主義法学の俊英、影山が、気負いもありつつ、気宇壮大なヴィジョンを提示している（例えばそれは、次ぐページにある「いわば『剰余価値学説史』のような叙述として、資本主義の発展史およびその矛盾と対立のプロセスとの対応関係に沿って明らかにすることが必要なのであり」という言明からも判然としよう（影山日出彌『現代憲法の理論』日本評論社、1967年、21-22頁）箇所であり、従って影山がマルクス主義法学こそが、「科学理論」として展開されねばならぬと断言するのは至極当然ではないか。文意からすれば、橋本公巨のような立場の研究者が「評する」のをこそ取り上げ、引くべきであったのではないだろうか（たとえば、橋本はマルクス主義法学を念頭に、「法は、生産手段を有する階級の利益のためにのみあるのではなく、生産手段をもたない人たちを保護する作用も果たしている」等の、マルクス主義法学批判としてはあまりにプリミティブかつ、また非常にしばしば、残念ながら特に近年、見受けられる形で「批判」をしている（橋本公巨「現代における法と国家権力」橋本公巨・和田英夫編『岩波講座 現代法 2 現代法と国家』岩波書店、1965年、10頁）。それに対する長谷川正安の応答につき、長谷川・前掲 235-236頁を参照されたい。）。なお、橋本については、第七章において、そのユニークな「憲法九条変遷論」が紹介されている。それについては、群像・265-268頁（第七章・鈴木）を参照されたい。
- 57 群像・202頁（第六章・江藤）、影山・前掲注（56）20頁、なお、ここで江藤が引いた一文すべてに、影山は圈点を附している。
- 58 群像・202頁（第六章・江藤）。
- 59 群像・203頁（第六章・江藤）。

学術論文

- 60 群像・204頁（第六章・江藤）。
- 61 群像・206頁（第六章・江藤）。
- 62 群像・208頁（第六章・江藤）。
- 63 群像・211頁（第六章・江藤）。
- 64 戦後日本社会科学に対しての大塚久雄の、そして彼の「大塚史学」の圧倒的な影響力を考えると、無論高橋幸八郎の貢献も大ではあるものの、このような表現には違和感を覚える。「大塚史学」を対象とした書籍・論考の数が膨大であるのに比べ、江藤が「大塚史学」より先に提示する「高橋史学」をその検討の中心に据えるものは非常に少ない（そして、その一つが、江藤自身も引く阪本の論考（阪本尚文「戦後憲法学と経済史学」福島大学行政社会論集28巻4号、2016年）である）ことから、やはりこの表現は「不精確」といわざるを得ないのではないかと。
- 65 この点につき、経済学史等の観点からは、むしろ「大塚の議論において見事に融合を遂げるに至った」と評するのが通例ではないか。例えばすでに1972年の段階において、ウェーバー研究の第一人者の一人であった内田芳明は、大塚の業績群に対し「マルクスとウェーバーの渾然たる総合のひとつの記念塔」という形容を与えている（内田芳明『ウェーバーとマルクス』岩波書店、1972年、309頁）。こういった社会思想史／経済史／経済学史の知見に触れることなく、樋口においてこそ融合が果たされたかと断じるのは、早計ではあるまいか。
- 66 群像・212頁（第六章・江藤）。
- 67 群像・213頁（第六章・江藤）、カール・マルクス著／城塚登訳『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』岩波文庫、1974年、46-47頁。なお、この引用は、群像での引用とあわせたものであることをお断りしておく。大月書店版マルクス＝エンゲルス全集では、第一巻の403-404頁が当該部分である。
- 68 群像・214-215頁（第六章・江藤）。
- 69 群像・224-225頁（第七章・鈴木）。
- 70 群像・226-227頁（第七章・鈴木）。
- 71 群像・231頁（第七章・鈴木）。
- 72 群像・234頁（第七章・鈴木）。
- 73 群像・236-237頁（第七章・鈴木）。
- 74 群像・237頁（第七章・鈴木）。
- 75 群像・241頁（第七章・鈴木）。
- 76 群像・245頁（第七章・鈴木）。
- 77 法律学全集の一冊、清宮四郎『憲法1』有斐閣、1957年を指している。
- 78 群像・245頁（第七章・鈴木）。
- 79 群像・248頁（第七章・鈴木）。
- 80 群像・250頁（第七章・鈴木）。
- 81 群像・255頁（第七章・鈴木）。
- 82 群像・264頁（第七章・鈴木）。
- 83 群像・265-268頁（第七章・鈴木）、橋本公亘『憲法』青林書院新社、1972年、369頁、橋本公亘『日本国憲法』有斐閣、1980年、1頁。
- 84 群像・268-270頁（第七章・鈴木）、小林直樹「『違憲・合法』論の検討」法律時報56巻6号、1984年。
- 85 群像・274-275頁（第七章・鈴木）。
- 86 群像・275頁（第七章・鈴木）。

- 87 群像・279頁（第七章・鈴木）。
- 88 群像・280頁（第七章・鈴木）。
- 89 群像・281頁（第七章・鈴木）。
- 90 群像・305頁（第八章・守谷）。
- 91 群像・306頁（第八章・守谷）。
- 92 群像・307頁（第八章・守谷）、新崎盛暉『日本にとって沖縄とは何か』岩波新書、2016年、23頁。
- 93 群像・309頁（第八章・守谷）、渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1987年、119頁。
- 94 群像・309頁（第八章・守谷）。
- 95 群像・311頁（第八章・守谷）、吉田善明＝影山日出弥＝大須賀明『憲法と沖縄』敬文堂、1971年、56-60頁〔影山日出彌執筆〕。
- 96 群像・312頁（第八章・守谷）、仲地博「沖縄軍用地問題の現状」法学セミナー増刊『憲法と平和保障』1983年、48頁。
- 97 群像・312頁（第八章・守谷）。
- 98 群像・313頁（第八章・守谷）、新崎・前掲注（92）84-86頁。
- 99 群像・313-14頁（第八章・守谷）。
- 100 群像・314-15頁（第八章・守谷）。
- 101 群像・317-318頁（第八章・守谷）。
- 102 群像・319頁（第八章・守谷）。
- 103 群像・319頁（第八章・守谷）、西原博史＝北田暁大「愛国心と教育」愛敬浩二ほか『対論 憲法を／憲法からラディカルに考える』法律文化社、2008年、148-149頁〔西原博史発言〕。
- 104 群像・323-324頁（第八章・守谷）、山元一「憲法解釈と比較法」公法研究66号、2004年108-112頁。
- 105 群像・326-327頁（第八章・守谷）、李京柱『アジアの中の日本国憲法』勁草書房、2017年、12頁・18-19頁。
- 106 群像・331頁（第八章・守谷）。
- 107 群像・i頁（はしがき・鈴木＝出口）。
- 108 坂井・382頁。
- 109 群像・282頁（鈴木）。
- 110 群像・30頁（第一章・出口）。
- 111 群像・41頁（第一章・出口）。
- 112 この点、先行する齋藤の評も、また坂井の評も、マルクス主義法学について「一章設けて考察すべき事柄」（齋藤・前掲注（3）324頁）や「一章を割くこともあり得た」（坂井・前掲注（4）383頁）と述べており、その前提として、マルクス主義法学の取扱いについての、少なくとも量的な不十分さという点につき、意見を同じくするものと思われる。
- 113 この場合、長谷川正安が著書（長谷川正安『法学論争史』学陽書房、1976年）において、法解釈論争と並べて取り扱う、「判例研究の方法論争」（や、「群像」のテーマからして取り扱うことは難しいと思われるが、場合によっては「法社会学論争」も）などを取り上げることは、有益であるかもしれない。
- 114 群像・43-44頁（第一章・出口）。
- 115 例えば、影山・前掲注（56）54頁に掲載される分類図を参照されたい。
- 116 群像・80頁（第二章・廣田）。
- 117 廣田直美『内閣憲法調査会の軌跡―渡米調査と二つの「報告書」に焦点をあてて』日本評

学術論文

- 論社、2017年や、同「内閣憲法調査会の渡米調査における聞き取り調査の一次資料(1)(2・完)」青山ローフォーラム6巻1号・2号、2017年・2018年、同「内閣憲法調査会が実施した渡米調査の再検討：大友一郎関係文書中の一次資料を用いて」青山ローフォーラム7巻1号、2018年など。
- 118 群像・86頁注58(第二章・廣田)。
119 群像・87頁注64(第二章・廣田)。
120 坂井・前掲注(4)382頁。
121 群像・94頁(第三章・荒邦)。
122 群像・108頁(第三章・荒邦)。
123 それは、荒邦自身が引く(群像・109頁(第三章・荒邦))ように、おそらくは大西らを念頭にして、自身の比較憲法学を「総花的あるいは超歴史的な取り上げ方を避け」るものと述べる、樋口陽一の一文からもうかがい知ることができよう(樋口陽一『比較憲法〔全訂第三版〕』青林書院、1992年、はしがき5頁)。
124 群像・107頁(第三章・荒邦)。
125 群像・224頁(第七章・鈴木)。
126 群像・233頁(第七章・鈴木)。
127 群像・251頁(第七章・鈴木)。
128 なお、関連して、岩垣真人「沖縄振興の『機能』と沖縄の『構造』」憲法理論研究会『次世代の課題と憲法学〔憲法理論叢書30巻〕』2022年、239頁における記述を参照願いたい。
129 群像・307頁(第八章・守谷)、古岡彰一『平和憲法の深層』ちくま新書、2015年、189-191頁。
130 群像・311頁(第八章・守谷)、吉田ら・前掲注(95)。
131 群像・305頁(第八章・守谷)。
132 新川思想については、新川明『反国家の兇区』現代評論社、1971年(新川明『反国家の兇区：沖縄・自立への視点』現代評論社、1996年)や新川明『異族と天皇の国家：沖縄民衆史への試み』二月社、1973年を参照されたい。また、戦後沖縄思想史というコンテクストの上に、新川思想を解説するものとして鹿野政直『沖縄の戦後思想を考える』岩波現代文庫、2018年、88-96頁。
133 米国施政権下における琉球大学については、小川忠『戦後米国の沖縄文化戦略 琉球大学とミシガン・ミッション』岩波書店、2012年や、溝口聡『アメリカ占領期の沖縄高等教育—文化冷戦時代の民主教育の光と影』吉田書店、2019年、そして山里勝己『琉大物語 1947-1972』琉球新報社、2010年を参照されたい。
134 なお、このような研究の可能性について、不十分ながら、岩垣真人「沖縄における高等教育機関の展開と課題」賃金と社会保障1809号、2022年において指摘を加えている。併せて参照願いたい。
135 1950年に開学した琉球大学は、当初、法学領域の担当者自身が不在であり、また、隣接する政治学についても、地理学を専門とする赤嶺康成が担当するという状況であった。開学後、2年を経て、1952年に新城利彦(国際法)と赤嶺義信(行政法)が赴任し、「政治学及法学科」が設立されたが、その後1953年に金城秀三(刑法)と仲井間宗成(民法)が、1955年に鳥袋邦(政治学)が、1956年に幸地成憲(労働法)が、そして1957年は砂川恵伸(民法)が着任するが、憲法を専門とする教員については、1970年の伊志嶺恵徹の着任を待たなくてはならなかった。このうち、赤嶺義信は、公法学者であるため、憲法を担当することもあったが、彼は公法学者であるがゆえに、琉球政府でも勤務することとなり、(1956年からは琉球上訴裁判所調査課長、1957年からは琉球政府法務局長、1965年から琉球政府文教局長賭して勤務する。定年前の1968年に琉球大学を退き、琉球政府行政副

- 主席に就任した。) 行政実務に忙殺されていた。
- 136 そのことは、1958年11月18日から同年12月6日まで、16回にわたり琉球新報紙上に掲載され、後に『琉大法学』に改めて掲載された、「行政主席の選任方法」と題する論考(琉球大学法政研究会「行政主席の選任方法—行政命令の解釈とその改正をめぐる—」琉大法学2号、1959年)の存在が、大きな証左となろう。行政主席がどのようにして選出されるべきか、というテーマの背景には、言うまでもなく、屋良朝苗に至るまで、民選の行政主席は存在しなかったという事実が存在している。この論考においては「行政主席は琉球政府の行政権の主体であるから、主席選任の問題は、いわば国家の統治形態の面で、きわめて重要な意義をもつもの」とした上で、行政主席の選任についての「基本法上の疑義を解決しなければ、法体系の頂点において、疑義を残すことになり、結局は現在急務とされている『法体系の整備』も、極めて困難になる」という危機意識が示されている。この琉球大学法政研究会のメンバーは、新城利彦(国際法)、赤嶺義信(行政法)、金城秀三(刑法)、仲井間宗成(民法)、島袋邦(政治学)、砂川恵伸(民法)であり、やはりそこには誰一人憲法学者は(少なくとも自認する限りにおいて)存在しないが、行政主席選出問題をめぐり、USCARと知的に対決する彼らは、皆一流の憲法学者であった。
- 137 石川健治「コスモス」酒井哲哉ら編『岩波講座「帝国」日本の学知 第1巻「帝国」編成の系譜』岩波書店、2006年、174頁。
- 138 日本における受容史については、横大道聡『「表現の自由」論の軌跡』メディア法研究1号、2018年、36-40頁を参照されたい。
- 139 幸地成憲「布令一四五号『労働組合の認定手続』について」琉大法学、2号、1959年。
- 140 石川・前掲注(137)174頁。
- 141 坂井・前掲注(4)382頁。
- 142 坂井・前掲注(4)382-383頁。
- 143 群像・151頁(第四章・西村)、菅野・前掲注(34)67頁。
- 144 群像・151頁(第四章・西村)。
- 145 この表現につき、佐藤誠三郎『「死の跳躍」を越えて 西洋の衝撃と日本』都市出版、1992年を参照されたい。
- 146 群像・155頁(第四章・西村)。
- 147 坂井・前掲注(4)383頁。
- 148 群像・151頁(第五章・赤坂)。
- 149 佐藤幸治「大石義雄1903～1991—自己の信念を貫いて」法学教室169号、1994年。
- 150 大嶽は、オーラルヒストリー(酒井大輔=宗前清貞編『日本政治研究事始め—大嶽秀夫オーラル・ヒストリー』ナカニシヤ出版、2021年、18頁)の中で、大石義雄について「とんでもない右翼でね。試験に出る問題は決まっていて、それは天皇制に関することで、要するに靖国か、それとも、日本の憲法は大日本帝国憲法を改正したのだから依然として天皇に主権があるとか、そういうことを言う。じつは左翼の学生に人気があり、天皇は偉いとか、そんなことを書いておくと、簡単に通るわけです。」と述べている。
- 151 例えば、自身も「京都学派」に括られることになる黒田一は、そのような区分を提示している(黒田一『学習憲法学』法律文化社、1959年、109頁)。
- 152 坂井・前掲注(4)383頁。
- 153 坂井・前掲注(4)383頁。
- 154 ただし、このことは江藤のみを責めうることではない。三人の報告を起点としつつも、影山のそれをオミットすることはしばしばなされている。例えば、岡田信弘の論考なども、「影山氏は、七〇年代主権論争の一翼を形成する存在として位置づけるのが適切であるが、こ

学術論文

- ここでは、紙幅と課題整理の都合上、氏の議論については割愛する」と述べ、樋口・杉原論争として、整理を行っている（岡田信弘「主権論の五〇年」法律時報 66 巻 12 号、1994 年、20 頁注 12）。
- 155 群像・213 頁（第六章・江藤）。
- 156 坂井・前掲注（4）383 頁。
- 157 例えば、石川健治が引く、京城帝大時代のことを問われた時枝誠記が落涙するエピソードは、まさに「京城学派の輝きの背後に、名状し難い翳がつきまとっていたのも、また事実」であることを、巧みに示している（石川・前掲注（137）173 頁）。
- 158 群像・216 頁（第六章・江藤）。
- 159 そのような一文の名手、宮崎隆次の巧みな辞（「喧嘩屋宗幸の面目躍如」という表現以上にそこにふさわしい句があるだろうか！（宮崎隆次「新藤宗幸先生を送る」千葉大学法学論集 26 巻 1・2 号、2011 年、6 頁）と、戦後デモクラシーについての論考（宮崎隆次「日本における『戦後デモクラシー』の固定化」犬童一男＝山口定＝馬場康雄＝高橋進編『戦後デモクラシーの成立』岩波書店、1988 年）との違いに、われわれは思いを致すべきであろう。
- 160 注（112）での記載を参照されたい。
- 161 群像・202 頁（第六章・江藤）。
- 162 ここで引く影山自身、「原理論」について「しかし、それはある傾向の『マルクス主義』経済学理論における、いわゆる『原理論』と同義に考える必要はない」（影山・19 頁）と述べており、このような「宇野派的」なジャーゴンは必ずしも適切ではないかも知れない。また、筆者自身は「宇野派的」理解に与する者ではないが、もし仮にそういった立場から記述するのであれば一層、丁寧な記述が、この部分に必要なのではないかと。
- 163 影山・前掲注（56）20 頁。
- 164 影山・前掲注（56）22-23 頁。
- 165 群像・213 頁（第六章・江藤）。
- 166 マルクス・前掲注（67）47 頁。
- 167 佐々木隆治の簡潔な説明を引けば、それは「1960 年、70 年代の西ドイツにおける価値形態に関する一連の研究に由来」し、『『資本論』における経済的形態規定の分析、言い換えれば、他の階級社会から区別される、資本主義社会に固有な形態』を問うアプローチであり、「資本主義の経済的形態規定の特殊性ではなく、むしろ、あらゆる階級社会に共通するとされる生産手段の私的所有や階級支配が主要な問題とされ」てきた伝統的マルクス主義と、一線を画するものである。佐々木は、ドイツにおける「マルクスの新しい読み方」を代表する一人、ミヒャエル・ハインリッヒの著の訳者解説において、そのように説明する（ミヒャエル・ハインリッヒ／明石英人＝佐々木隆治＝斎藤幸平＝隅田聡一郎訳『『資本論』の新しい読み方 21 世紀のマルクス入門』堀之内出版、2014 年、293 頁〔訳者解説・佐々木執筆〕（Heinrich, Michael, *Kritik der politischen Ökonomie, Eine Einführung in „Das Kapital“ von Karl Marx*, Schmetterling, Stuttgart, 2004））。
- 168 斎藤の書いた新書（斎藤幸平『人新世の『資本論』』は「『4 万、5 万部いけばヒット』（出版関係者）と言われる新書で異例の 32 万部を突破」（朝日新聞 GLOBE プラス「『人新世の『資本論』』なぜここまで売れるのか 著者が「一番の事件」と感じた現象」<https://globe.asahi.com/article/14407032>、2021 年 8 月 2 日（2023 年 7 月 7 日最終確認）し、通常であればあまり手に取られることの少ない、博士論文を元にした書籍も、文庫として出版されるに至った（斎藤幸平『大洪水の前に マルクスと惑星の物質代謝』角川ソフィア文庫、2022 年〔初出は堀之内出版・2019 年〕）程である。

- 169 隅田聡一郎『国家に抗するマルクス 「政治の他律性」について』堀之内出版、2023年、20頁。
- 170 隅田・前掲注(169)50頁。
- 171 隅田・前掲注(169)144頁。
- 172 エフゲニー・パシュカーニス／稲子恒夫訳『法の一般理論とマルクス主義』日本評論社、1958年(Пашуканис Е. Б., *Общая теория права и марксизм*, Издание, 3е, Изд-во Коммунистической Академии, Москва, 1929)。
- 173 影山自身は、謙遜を込めて「わたしがはじめて論文らしきものをまとめたのは一九六〇年の『安保闘争』のさなかであった」と振り返る。影山日出彌『憲法の原理と国家の論理』勁草書房、1971年、287頁。
- 174 影山日出彌「社会的法治国家論序説(一)(二・完)」愛知大学法経論集34・35号、1961年。
- 175 針生誠吉「影山憲法理論の意義とその人生」法律時報48巻12号、1976年、104頁。
- 176 影山・前掲注(173)。
- 177 影山日出彌『国家イデオロギー論』青木書店、1973年。
- 178 影山日出彌『憲法の基礎理論』勁草書房、1975年。
- 179 針生・前掲注(175)104頁。
- 180 群像・203頁(第六章・江藤)。
- 181 法律時報48巻11号において特集「影山日出彌氏を悼む」として掲載された論考(長谷川・前掲注(2)、藤田勇「影山君と国家論」法律時報48巻11号、1976年、そして針生・前掲注(175)や、鈴木安蔵「影山日出彌君の憲法学回想」『憲法学断想』敬文堂、1978、そして金子勝「影山憲法理論の遺産—影山憲法理論研究のために—」立正法学11巻1・2号、1978年など。
- 182 武川真固「影山日出彌の憲法理論の検討—科学的憲法学の遺産とその課題(1)(2)」高田短期大学紀要27号・28号、2009年・2010年、武川真固「影山日出彌の人権理論—科学的憲法学の遺産とその課題」高田短期大学紀要30号、2011年。
- 183 本秀紀「影山日出彌『憲法の原理と国家の論理』—『危機の時代』によみがえる国家分析と変革の憲法理論」『憲法本41』、平凡社、2001年。
- 184 長谷川・前掲注(2)。
- 185 藤田は、影山による(少なくとも法学においては)先駆的な「『新マルクス主義の諸潮流が、わが国の社会科学のうち、マルクス主義的研究の蓄積の比較的乏しい領域に影響を及ぼしてくることも予測しながら、いわば先取的に批判的検討を進め』てきたことを、影山の「驚嘆すべき精力的な勉強ぶり」をあらわすものとして、紹介するが、そのようなレベルの高い理論的研究はまさに「ほとんど影山君一人によって担われていた」ものであったという。藤田・前掲注(181)103頁。
- 186 影山・前掲注(173)276頁など。
- 187 影山日出彌「法理論の思想的課題—新フランクフルト学派と『パリ学派』を中心として」現代と思想23号、1976年、96頁。
- 188 白藤博行『新しい時代の地方自治像の探究〔現代自治選書〕』自治体研究社、2013年127-128頁。白藤はそこで、日本における補完性原理理解につき、「『補完性原理』の借称というほかない議論が現れるにいたっている」と痛烈な批判を展開する。なお、白藤の論の射程を精確に示す評として、併せて本多滝夫「BOOK REVIEW 白藤博行『新しい時代の地方自治像の探究』」法律時報85巻12号、2013年も参照願いたい。
- 189 穴戸常寿＝林知更＝小島慎司＝西村裕一編『戦後憲法学の70年を語る 高橋和之・高見勝利憲法学との対話』日本評論社、2020年、38頁。
- 190 高見は、影山の『現代憲法学の理論』の思い出として「注まで丹念に読んだが、僕には難

学術論文

解でよく理解できなかった」し、当時東大の研究室にいた浦部法穂も「面白そうだけれども中身はよくわからないと言う」ので、芦部信喜のところに行き、「ゼミか読書会のような形で影山さんの本と一緒に読んで頂けませんかと頼んでみた」ところ、「しばらく沈黙があって、『僕にはこれ、わからないのだよ』」と返答があったことを紹介する（宍戸ら編・前掲注（189）36-37頁）。高見、浦部、そして芦部という、大スターも皆「わからない」というエピソードの紹介は、読み手に「そのような奇妙奇天烈なものを理解する必要はない」という印象を与えまいか。このような高見の発言は貴重で重要なものだが、そこには応答する、影山についての、またマルクス主義法学についての、研究がやはり欠かせまい。

- 191 マルクス主義経済学／マルクス経済学につき、さしあたり小幡道昭『経済原論 基礎と演習』東京大学出版会、2009年、355-356頁を参照されたい。